

資 料 提 供
滋 賀 労 働 局 発 表 平成 27 年 11 月 24 日

担 当	滋賀労働局労働基準部 監 督 課 長 齊藤 将 労働時間設定改善指導官 大橋 幸男 電話：077-522-6649
-----	--

「年休」の取得率が低い業種の使用者団体に対し取得促進を要請

～年末年始における年次有給休暇の取得促進を図ります～

滋賀県の「平成 26 年労働条件実態調査」によると県内における平成 26 年の年次有給休暇の平均取得率は 50.5%となっていますが、業種間によって差があり、特に①建設業、②卸売・小売業、③飲食店、宿泊業、④教育、学習支援業では取得率が 40%を下回っています。

そこで、滋賀労働局（局長 辻 知之）では、上記の 4 業種における使用者団体に対し、年末年始における年次有給休暇の取得促進を要請しました（取組内容の「1」）。また、社会的機運を醸成する取組（取組内容の「2」から「4」）を行うことにより、年次有給休暇の取得促進を図ります。

【取組内容】

1 年休の取得率が低い業種における使用者団体への要請

年次有給休暇の取得率が 40%を下回っている 4 業種（①建設業、②卸売・小売業、③飲食店、宿泊業、④教育、学習支援業）における近畿及び県内の 22 の使用者団体に対し、11 月 20 日付けで、年末年始における年次有給休暇の取得促進を要請しました。

2 県内の主要な労使団体への協力要請

一般社団法人滋賀経済産業協会や日本労働組合総連合会滋賀県連合会など県内の主要な労使団体(46)に対し、11 月 20 日付けで、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた協力を要請しました。

3 地方公共団体や関係機関への協力依頼

滋賀県^{※1}のほか県内全ての市町(19)に対しても、11 月 20 日付けで、ポスター・リーフレットの掲示・配布や、広報誌・ホームページ等へ掲載などによる周知広報の協力依頼を行いました。また、滋賀県社会保険労務士会や公益社団法人滋賀労働基準協会など 11 の関係機関に対しても、同日付で同様の協力依頼を行いました。

※1 滋賀県に対しては、厚生労働本省から 10 月 2 日付けで協力依頼を行っています。

4 ポスターの駅貼り

ポスター（**+**1）年末年始休暇も、土日も。「プラスワン休暇」で連続休暇に。）〈添付資料参照〉を、県内 11 駅に掲示します。

〔掲示期間〕 12 月 7 日（月）～12 月 13 日（日）までの一週間^{※2}

※2 一部 12 月 1 日（火）～12 月 7 日（月）までの一週間

【添付資料】

- ・ 年休の取得率が低い業種における使用者団体に対する要請書の写し（別添 1 参照）。
- ・ 県内の主要な労使団体に対する要請書の写し（別添 2 および 3 参照）。
- ・ 市町に対する協力依頼書の写し（別添 4 参照）。
- ・ 年末年始における年次有給休暇の取得促進に係るポスター（別添 5 参照）。

《年末年始における年次有給休暇の取得促進に向けた取組》

1 「年休」の取得率が低い業種における使用者団体への取組要請

要請書のほかリーフレット等を送付し、傘下の団体・企業等において、年末年始に「+1」プラスワン休暇を実施することなどにより、年次有給休暇の取得を促進していただくよう要請しました。要請を行った使用者団体は、以下のとおりです。

①一般社団法人滋賀県建設業協会、②公益社団法人滋賀県建設業産業団体連合会、③全国治水砂防協会滋賀県支部、④一般社団法人プレハブ建築協会関西支部、⑤一般社団法人日本サッシ協会関西支部、⑥一般社団法人日本塗装工業会滋賀県支部、⑦滋賀県官工事業協同組合連合会、⑧一般社団法人日本電設工事協会関西支部【以上建設業関係】、⑨日本チェーンストア協会関西支部、⑩協同組合連合会日本専門店会連盟長浜専門店会、⑪滋賀県電器商業組合、⑫滋賀県石油商業組合、⑬一般社団法人日本自動車販売協会連合会滋賀支部、⑭滋賀県生活協同組合連合会、⑮生活協同組合コープしが、⑯しがまる生活協同組合、⑰生活クラブ生活協同組合【以上卸売・小売業関係】、⑱滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合【飲食店、宿泊業関係】、⑲日本私立大学協会関西支部、⑳滋賀県私立中学高等学校連合会、㉑滋賀県私立幼稚園協会、㉒滋賀県専修学校各種学校連合会【以上教育、学習支援業関係】の22団体。

2 県内の主要な労使団体への協力要請

県内の主要な労使団体の傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた協力を要請しました。要請を行った労使団体は、以下のとおりです。

・ 使用者団体（44 団体）

①一般社団法人滋賀経済産業協会、②滋賀経済同友会、③滋賀県商工会議所連合会、④大津商工会議所、⑤彦根商工会議所、⑥長浜商工会議所、⑦近江八幡商工会議所、⑧八日市商工会議所、⑨草津商工会議所、⑩守山商工会議所、⑪滋賀県商工会連合会、⑫瀬田商工会、⑬大津北商工会堅田支所、⑭栗東市商工会、⑮野洲市商工会野洲支所、⑯湖南市商工会、⑰甲賀市商工会本所、⑱安土町商工会、⑲日野町商工会、⑳竜王町商工会、㉑東近江市商工会本部、㉒稲枝商工会、㉓豊郷町商工会、㉔甲良町商工会、㉕多賀町商工会、㉖米原市商工会、㉗米原市商工会東部支所、㉘浅井商工会、㉙虎姫商工会、㉚湖北町商工会、㉛びわ商工会、㉜高月町商工会、㉝木之本町商工会、㉞余呉町商工会、㉟西浅井町商工会、㊱高島市商工会本所、㊲滋賀県中小企業団体中央会、㊳滋賀県商工団体連合会、㊴大津民主商工会、㊵彦根民主商工会、㊶長浜民主商工会、㊷湖東民主商工会、㊸草津民主商工会、㊹甲賀民主商工会

・ 労働組合（2 団体）

①日本労働組合総連合会滋賀県連合会、②滋賀県労働組合総連合

3 関係機関への協力依頼

協力依頼を行った県内の関係機関は、以下のとおりです。

①滋賀県社会保険労務士会、②公益社団法人滋賀労働基準協会本部、③同協会大津支部、④同協会彦根支部、⑤同協会長浜支部、⑥同協会東近江支部、⑦社団法人日本クレーン協会滋賀支部、⑧建設業労働災害防止協会滋賀県支部、⑨陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部、⑩林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部、⑪一般社団法人全国労働保険事務組合連合会滋賀支部の11団体。

4 ポスターの駅貼り

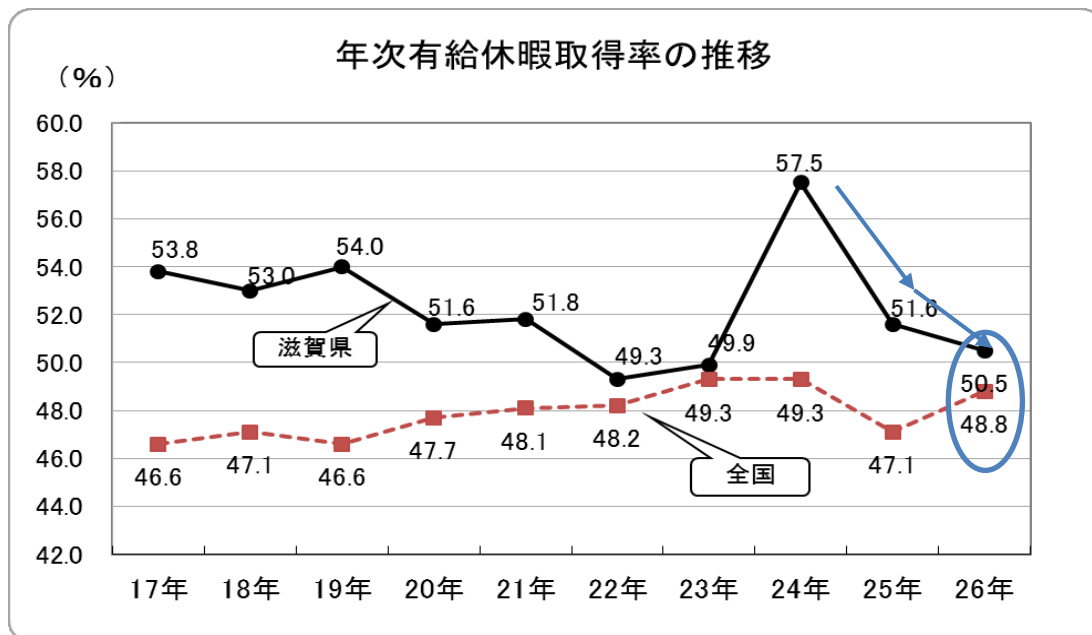
以下の県内11駅に掲示します。

【JR西日本】 大津, 膳所, 石山, 瀬田, 南草津, 草津, 守山, 野洲, 近江八幡, 南彦根
【近江鉄道】 八日市

《参考》 県内の年次有給休暇の取得率等

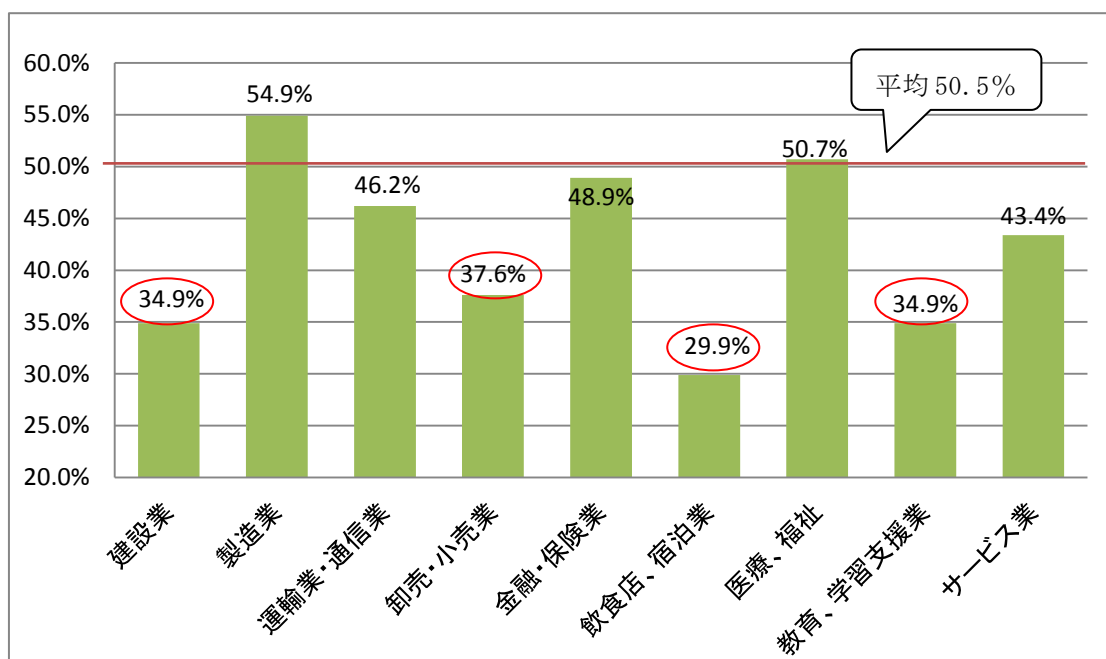
滋賀県内の年次有給休暇の取得率は、平成 26 年は 2 年連続で低下し、「50.5%」となりました。これは平成 17 年から平成 26 年までの過去 10 年間*で、3 番目に低くなっています。一方、全国（平均）平成 26 年の年次有給休暇の取得率は 1.7 ポイント増加の「48.8%」となり、その差は 1.7 ポイントとなっています。

【滋賀県内と全国（平均）の年次有給休暇の取得率の推移】



資料:厚生労働省「就労条件総合調査」・滋賀県「労働条件実態調査」
(注) 30人以上規模の事業所の数値

【滋賀県内の業種別の年次有給休暇の取得率（平成 26 年）】



資料:滋賀県「労働条件実態調査」

【年次有給休暇の取得目標】

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率を「70%」とすることが掲げられています。



滋 労 発 基 1120 第 1 号
平成 27 年 11 月 20 日

4 業種の使用者団体の長 殿
(建設業, 卸売・小売業, 飲食店・宿泊業, 教育・学習支援業)

滋 賀 労 働 局 長

年末年始における年次有給休暇の取得促進について (要請)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され (平成 22 年 6 月改定)、この行動指針においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率 70%が掲げられています。

また、「日本再興戦略」改訂 2015 (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) では、働き方改革の実現のため、各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進 (「プラスワン休暇キャンペーン」) の取組を進めることが盛り込まれたところです。

しかしながら、滋賀県における平成 26 年の年次有給休暇の平均取得率は 50.5%と 2 年連続 (平成 24 年 : 57.5%、平成 25 年 : 51.6%) で低下しました。また、業種別に見た場合、取得率に差があるところです。特に建設業 (34.9%)、卸売・小売業 (37.6%)、飲食店・宿泊業 (29.9%)、教育・学習支援業 (34.9%) においては 40%を下回っている状況となっており、これら業種の企業における年次有給休暇の取得向上が課題となっているところです。

つきましては、年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇を取得しやすい年末年始の機会を捉え、別途お送りするリーフレットを活用し、傘下の団体・企業等に対して、

- ① 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけや、管理者が率先して休暇を取得するなど休暇取得に向けた環境づくり
- ② 「プラスワン休暇」の実施
- ③ 「計画的付与制度」の導入

などと呼びかけいただくとともに、併せてお送りするポスターの掲示や広報誌・ホームページ等により周知していただきますようお願いいたします。



滋 労 発 基 1120 第 2 号
平成 27 年 11 月 20 日

使 用 者 団 体 の 長 殿

滋 賀 労 働 局 長

年末年始における年次有給休暇の取得促進について（協力要請）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率 70%が掲げられております。

また、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、働き方改革の実現のため、各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれたところです。

しかしながら、滋賀県における平成 26 年の年次有給休暇の平均取得率は 50.5%と 2 年連続（平成 24 年：57.5%、平成 25 年：51.6%）で低下しました。

このため、滋賀労働局におきましては、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10 月）の取組に続き、年末年始における連続休暇の取得に向けた社会的気運を醸成する取組を行うこととしています。

つきましては、年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇を取得しやすい年末年始の機会を捉え、別途お送りするリーフレットを活用し、傘下団体・企業等に対して、

- ① 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけや、管理者が率先して休暇を取得するなど休暇取得に向けた環境づくり
- ② 「プラスワン休暇」の実施
- ③ 「計画的付与制度」の導入

などと呼びかけいただくとともに、併せてお送りするポスターの掲示や広報誌・ホームページ等により周知していただきますようご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。



滋 労 発 基 1120 第 3 号
平成 27 年 11 月 20 日

労 働 組 合 の 長 殿

滋 賀 労 働 局 長

年末年始における年次有給休暇の取得促進について（協力要請）

平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率 70%が掲げられております。

また、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、働き方改革の実現のため、各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれたところです。

しかしながら、滋賀県における平成 26 年の年次有給休暇の平均取得率は 50.5%と 2 年連続（平成 24 年：57.5%、平成 25 年：51.6%）で低下しました。

このため、滋賀労働局におきましては、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10 月）の取組に続き、年末年始における連続休暇の取得に向けた社会的気運を醸成する取組を行うこととしています。

つきましては、年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇を取得しやすい年末年始の機会を捉え、別途お送りするリーフレット・ポスターを活用し、各企業において、

- ① 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけや、管理者が率先して休暇を取得するなど休暇取得に向けた環境づくり
- ② 「プラスワン休暇」の実施
- ③ 「計画的付与制度」の導入

などを労使間で話し合い、年末年始における年次有給休暇の取得が促進されるよう、ご配慮をいただきますようお願い申し上げます。



滋 労 発 基 1120 第 5 号
平成 27 年 11 月 20 日

市 町 の 長 殿

滋 賀 労 働 局 長

年末年始における年次有給休暇の取得促進について（協力依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率 70%が掲げられています。

また、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、働き方改革の実現のため、各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれたところです。

しかしながら、滋賀県における平成 26 年の年次有給休暇の平均取得率は 50.5%と 2 年連続（平成 24 年：57.5%、平成 25 年：51.6%）で低下しました。

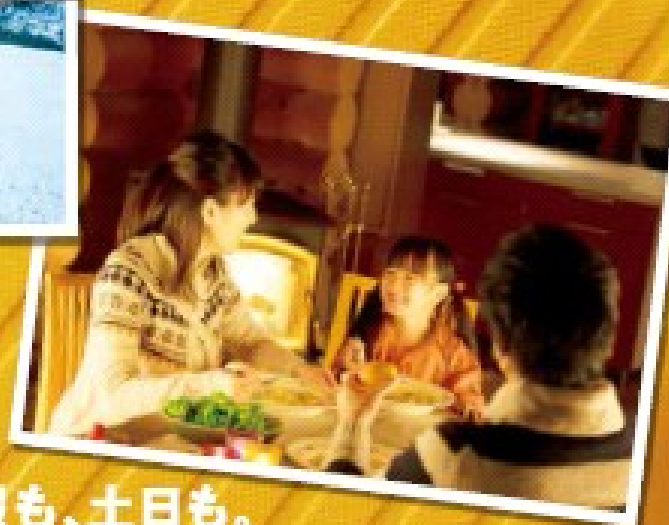
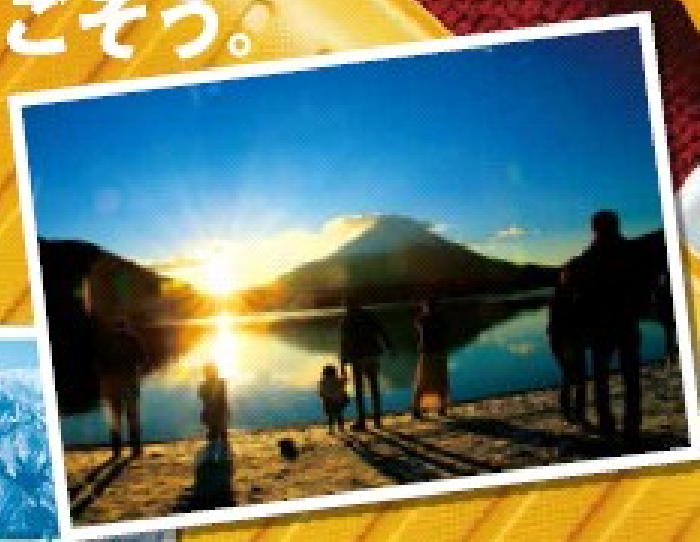
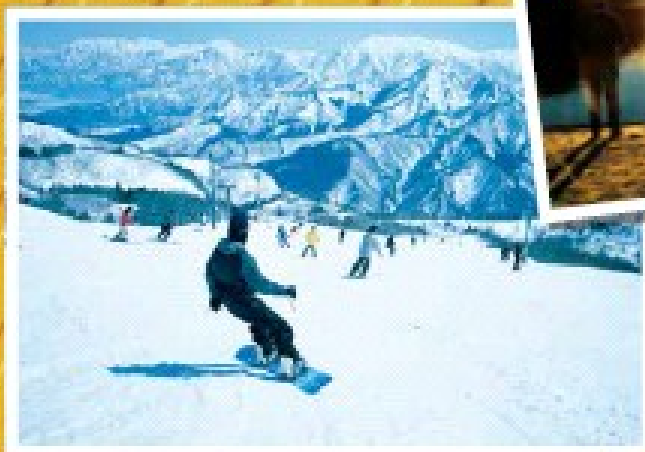
このため、滋賀労働局におきましては、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10 月）の取組に続き、年末年始における連続休暇の取得に向けた社会的気運を醸成する取組を行うこととしています。

つきましては、年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇を取得しやすい年末年始の機会を捉え、別途お送りするリーフレットを活用し、団体・企業等に対して、

- ① 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけや、管理者が率先して休暇を取得するなど休暇取得に向けた環境づくり
- ② 「プラスワン休暇」の実施
- ③ 「計画的付与制度」の導入

などと呼びかけいただくとともに、併せてお送りするポスターの掲示や広報誌・ホームページ等により周知していただきますようお願いいたします。

働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
いい休日をすごそう。



+1

年末年始休暇も、土日も。
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、
年次有給休暇を計画的に活用しよう。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>